

「コミュニティビジネスによる商店街振興事業」の実施について

商店街は、買物の場としてだけでなく、地域コミュニティの核としてまちづくりの中心的役割を担い、地域とともに発展してきましたが、消費者ニーズの変化や大型店の進出等により、大変厳しい環境に置かれています。

他方、近年、少子高齢化や環境問題などの課題を解決するためのコミュニティビジネスが盛んになってきており、その担い手として、NPO等の市民活動団体の役割が重要になっています。

本市では、市民活動団体が地域コミュニティ活動の場として商店街を活用し、商店街がコミュニティ機能を充実・強化することによって、地域と商店街双方の活性化を図ろうと、新たに「コミュニティビジネスによる商店街振興事業」に取り組みます。

この事業では、市民活動団体が商店街と連携して自ら行うコミュニティビジネスのプランを公募し、事業化に当たって補助金の交付やアドバイザー派遣といった支援を実施するほか、フォーラムの開催などを予定しています。

1 これまでの経緯

平成17年度に、商店街およびNPOへの聞き取り調査、NPO視察ツアーなど、商店街とNPOの連携によるコミュニティビジネスの調査・研究を行いました。その結果、商店街は新しい活力の導入を、市民活動団体は交通利便性の高い安定した活動場所を望んでいることが分かりました。

また、平成18年3月14日に開催した「商店街とNPOを結ぶフォーラム」には、商店街関係者や市民活動団体など多数の参加があり、関心の高さがうかがえました。

こうした状況を踏まえ、市民活動団体と商店街の連携を促進する事業を実施します。

2 コミュニティビジネス事業企画案の公募

(1) 公募対象

商店街等と連携して自ら行う、商店街および地域の活性化に寄与するコミュニティビジネスのプラン。一過性のものではなく、継続的に実施するもの。

(2) 応募資格

市内に事務所を置き、1年以上の活動実績がある非営利の市民活動団体(法人格の有無は問いません)。事業を的確に遂行できることなどの条件があります。

(3) 応募期間

平成18年4月10日(月)～5月26日(金)

受け付けは月曜から金曜までの午前9時から午後5時まで

(4) 応募先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階
経済局産業振興部産業振興課商業振興係

(5) 応募方法

4月10日から産業振興課で配布する応募書類に記入の上、必要書類を添付して持参。やむを得ず郵送する場合は書留で。なお、応募書類は同課のホームページ(<http://www.city.sapporo.jp/keizai/shotengai/>)でもダウンロードが可能です。

(6) 説明会

4月19日午後6時から市役所12階2号会議室で、公募に関する説明会を開催します。参加希望の場合は、4月17日までに、産業振興課に電話(211-2352)かファクス(218-5130)で申し込み。

(7) 選考方法

商店街関係者や学識経験者、市の関係者などで組織する選考委員会で、書類審査と6月上旬に予定しているプレゼンテーション審査を経て選考します。

(8) 審査項目

商店街活性化への貢献度、地域への貢献度、新規性・独自性、実現性、継続性・将来性、事業採算性

(9) 支援内容

初期投資や運営費等の補助(補助対象経費の2/3以内、限度額200万円)、アドバイザー派遣

3 フォーラムの開催

コミュニティビジネスの浸透や、市民活動団体と商店街の相互理解を目的とするフォーラムを、ことしの秋以降に開催します。

このフォーラムでは、基調講演やパネルディスカッションのほか、実際に公募で選定され、市の支援を受けながら商店街と連携して行われたコミュニティビジネスの事例紹介も予定しています。

コミュニティビジネス

地域住民が主体となって、その地域の問題を解決する上で、地域内の資源を活用しながら、継続的なビジネスの形で展開し、地域を元気にしていく事業

問い合わせ先：経済局産業振興部産業振興課

水野・市川

電話：211-2352